

財政援助団体等監査結果報告

[神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	山口由美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和3年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市農業集落排水処理施設）に係る出納及びその他の事務で、主として令和2年度執行の事務

2 監査の期間

令和3年8月24日～令和4年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）

施設は、農業集落地域における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的に設置されている。

施設概要は、第1表のとおりである。

第 1 表 指定管理者及び排水処理施設の所在地等

事業所	所在地	
指定管理者	長田区二葉町5丁目1番32号	
排水処理施設	処理場の所在地	処理区域の位置
大沢農業集落排水処理施設	北区大沢町中大沢字尾上4-1	北区大沢町上大沢、大沢町中大沢及び大沢町日西原
淡河農業集落排水処理施設	北区淡河町勝雄字下川原1379	北区淡河町淡河及び淡河町萩原
萩原農業集落排水処理施設	北区淡河町萩原字坊ノ上511	北区淡河町萩原、淡河町木津及び淡河町行原
屏風農業集落排水処理施設	北区八多町屏風字揚石1	北区八多町屏風
勝雄農業集落排水処理施設	北区淡河町勝雄字野尻1123-3	北区淡河町勝雄
和田農業集落排水処理施設	西区押部谷町和田字古新田139	西区押部谷町和田
細田農業集落排水処理施設	西区押部谷町細田字上垣349-2	西区押部谷町細田
黒田農業集落排水処理施設	西区平野町黒田字下川原296	西区平野町黒田
常本農業集落排水処理施設	西区平野町常本字西ノ口221-2	西区平野町常本
小寺農業集落排水処理施設	西区伊川谷町小寺字吉末136-3	西区伊川谷町小寺
田井農業集落排水処理施設	西区神出町北字三本松326	西区神出町田井及び神出町北
新々田農業集落排水処理施設	西区神出町宝勢字池田455-3	西区神出町宝勢
北古農業集落排水処理施設	西区神出町宝勢字木屋池尻1182-1	西区神出町宝勢及び岩岡町岩岡
平野印路農業集落排水処理施設	西区平野町印路字走崎	西区平野町印路
平野中村農業集落排水処理施設	西区平野町中津大貝555-2	西区平野町中津
神出西農業集落排水処理施設	西区神出町紫合字西岡168-2	西区神出町池田及び神出町紫合
神出東農業集落排水処理施設	西区神出町北字清水谷911-1	西区神出町東、神出町北及び神出町田井
岩岡農業集落排水処理施設	西区岩岡町岩岡字前場2581	西区岩岡町岩岡、岩岡町野中及び岩岡町印路
野中農業集落排水処理施設	西区岩岡町野中字神出道下1541-2	西区岩岡町野中及び岩岡町岩岡
西脇農業集落排水処理施設	西区岩岡町古郷字福吉西2710	西区岩岡町西脇及び岩岡町古郷
神出南農業集落排水処理施設	西区神出町南字行綱199-3	西区神出町南
広谷農業集落排水処理施設	西区神出町広谷字境谷257	西区神出町広谷、神出町古神、神出町勝成及び神出町小束野
吉生農業集落排水処理施設	西区神出町紫合字北岡803	西区神出町紫合及び神出町北
寺谷農業集落排水処理施設	-	西区樋谷町寺谷
僧尾農業集落排水処理施設	北区淡河町南僧尾字白谷1449-1	北区淡河町北僧尾及び南僧尾
中山・野瀬農業集落排水処理施設	北区淡河町野瀬字出合1223-1	北区淡河町中山及び淡河町野瀬

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス
共同事業体

代表者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

(その他の構成員)

株式会社神鋼環境ソリューション

神鋼環境メンテナンス株式会社

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては1団体から提案があり、提案書類等について、事業計画・事業提案・収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選定を行った。

その結果、実績も踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること及び3社により共同事業体を組むことにより更なるレベルアップが期待される（※）ことから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

※ 平成29年度までは、共同事業体ではなく一般財団法人神戸すまいまちづくり公社が単独で指定管理者として選定されていた。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の管理運営及びそれに付随する業務等であり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

第2表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	令和2年度	令和元年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
地区	26地区	26地区	0地区	0.0
処理場	25箇所	25箇所	0箇所	0.0
管路延長距離	252km	252km	0km	0.0
処理水量	1,284,304m ³	1,187,708m ³	96,596m ³	8.1

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は、第3表のとおりである。

第3表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和2年度		令和元年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
指定管理料	179,207	100.0	177,416	100.0	1,791	1.0
(うち補修工事)	(18,092)	(10.1)	(21,291)	(12.0)	(△3,199)	(△15.0)

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和2年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、AA（提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、

概ね良好をやや上回る管理運営がなされている)となっており、その所見は「コロナの影響がない施設。適切に運営されている。環境学習への取り組みも行っており、評価できる。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

また、神戸市所管局においては指定管理者が今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

(1) 指摘事項

ア 審査請求の教示を適正に行うべきもの

排除汚水量減量認定通知書では、審査請求の教示ではなく誤って異議申し立ての教示を行っており、処分の取り消しの訴えについての教示もなかった。そして、排除汚水量減量認定の取り消しを行った事例については、教示がなされていなかった。

また、使用者への使用料の請求にあたっては、指定管理者は基本的には納付書による納入通知を行っており、納付書では教示がされているが、納付書を使用せず送付文及び請求書の送付だけを行っているものについては教示がなされていなかった。

不服申立てをするべき行政庁等の教示については行政不服審査法第 82 条に定められており、審査請求ができる処分をする場合には、審査請求ができる旨及び期間を書面で教示しなければならないこととされている。

そして、指定管理者が行う処分については、神戸市の作成する公の施設の指定管理者制度運用マニュアルにより次のとおり示されている。

<公の施設の指定管理者制度運用マニュアル>

8.4.2 指定管理者が行う業務に関する事項

- ・ 指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、その場合、「行政庁」に相当するため、当該処分について、行政手続条例等の適用を受けるとともに、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。
- ・ 指定管理者が行った処分にかかる審査請求については、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。
- ・ 上記 2 点に関しては、法律（行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条）により、行政処分を行う際に教示が義務付けられていますので、その旨を指定管理者に周知してください。

指定管理者は、処分の相手方の権利利益の救済を得る機会を十分に確保するため、適正に教示するべきである。

神戸市所管局は公の施設の指定管理者制度運用マニュアルに従い適正に業務を行うよう指定管理者に周知するべきである。また、神戸市所管局は排除汚水量減量の認定等について指定管

理者からその都度、申告者に対する通知を添えた報告を受けていることから、報告内容については十分に確認し、誤りや記載が不足する事項があれば適正に教示を行うよう指導するべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。